平成18年 第 2 回 (定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録 (第 3 日) 平成18年 6 月23日 (金曜日)

議事日程(第3号)

平成18年6月23日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第2号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)に ついて
- 日程第4 議案第4号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第5 議案第34号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第35号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第7 発議第2号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書 の提出について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第2号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)に ついて
- 日程第4 議案第4号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第5 議案第34号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第35号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第7 発議第2号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書 の提出について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君 2番 伊東 梅芳君 3番 土手 正喜君 4番 平野 和生君 5番 荒川 政義君 6番 浜戸 信充君 7番 杉山 藤雄君 8番 神岡 光人君 9番 田村 三郎君 10番 伊藤 秀行君 12番 平村 真成君 13番 魚谷 洋一君 14番 松井 岑雄君 15番 黑田 壇豊君 16番 広田 清晴君 17番 魚原 満晴君 18番 冨田 安英君 19番 木村 潔君 20番 中本 博明君 21番 平川 敏郎君 22番 田中隆太郎君 23番 小田 貞利君 24番 尾元 武君 25番 久保 雅己君 26番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 坂本
 薫君
 議事課長
 木元
 真琴君

 書
 記
 河井
 敏博君
 書
 記
 平田富久代君

 書
 記
 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本	冨夫君	助役	椎木	巧君
収入役	吉村	正晴君	教育長	平田	武君
公営企業管理者	川田	昌満君	総務部長	村田	雅典君
総務課長	吉田	芳春君	財政課長	奈良元	正昭君
健康福祉部長	馬野	正文君	産業建設部長	岡村	春雄君
環境生活部長	村田	音文君	政策企画課長	中野	守雄君

久賀総合支所長 …… 野口 菊義君 大島総合支所長 …… 山本 治君 東和総合支所長 …… 鍵本 一和君 橘総合支所長 …… 中河 美昭君 教育次長 …… 布村 和男君 公営企業局総務部長 … 河村 常和君

午前9時30分開議

議長(新山 玄雄君) 16日の本会議に引き続き御苦労さまでございます。小田貞利議員から遅刻の通告を受けております。

それでは、16日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

•

日程第1.一般質問

議長(新山 玄雄君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が5名でありますが、杉山藤雄議員から取り下げの申し入れがありましたので、4名で通告順に質問を許します。

最初に、9番、田村三郎議員。田村議員。

議員(9番 田村 三郎君) おはようございます。1点のみ質問させていただきます。

本年度の消防の訓練表を見たところ、9月1日の防災の日、これ訓練がなくなって、どうしたんだと聞いたところ、もろもろの事情で中止になったということでありますけど、東南海、南海地震の区域に指定されてる当周防大島町として、これは問題ないのかどうか、中止にした理由をお聞きしたいと思います。よろしく御答弁をお願いします。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 冨夫君) それでは、田村議員さんの防災訓練についての御質問にお答えをいたしますが、9月1日の防災の日に訓練を中止をした理由についての御質問でございます。消防団の東和支部におきましては、旧東和町時代から9月1日の防災の日にあわあせまして約300名の消防団員が参加をいたしまして訓練を実施をしておりましたが、合併後、約団員900名の消防団員の組織になった関係で、一律に全消防団員が参加をして訓練を実施することが予算的にも大変困難になってまいったわけでございます。

そこで、消防団支部団長会議や、あるいはまた消防団支部団長、それから支部副団長会議及び 各支部分団長会議等で協議をいたしました結果、本年度は消防団各支部において独自に防災訓練 計画を立案をいたしまして、予算の範囲内で各支部消防団員の訓練を実施をするということにな ったわけでございます。

また、昨年の11月6日には山口県の総合防災訓練を実施をいたしましたが、これを契機とい

たしまして、本年度から旧町1カ所の計4カ所におきまして防災訓練等を実施される自治会等に対しまして、訓練経費の一部を助成する補助金を予算化をしておりますので、今後、各自治会から消防訓練計画や日時が決定され、防災訓練が実施されることになりますが、防災の日の9月1日以外の日に防災訓練が実施される場合もあろうかと思いますので、御理解のほどをお願いしたいと思うところでございます。

議長(新山 玄雄君) 田村議員。

議員(9番 田村 三郎君) 昨年9月20日、一般質問でやってるんですけど、そのとき町長の回答は議事録読みますけど、「関係機関と協議しまして、防災の日、あるいは防災週間等にあわせて、毎年新たに防災訓練計画を立案いたしまして訓練を実施してまいりたいというふうに考えておるわけでございます」と、このように答えてるんですけど、ちょっと消防の訓練のあれを見て残念だなと。まして、いつ大きな地震が起こるかわからないというような状況にあって、先ほど自治会の要請で云々とありましたけど、やはりしっかり防災の日にあわせて訓練すれば、予算のことを言ってましたけど、我々も別に予算のことで、確かに今まではこれ予算出てるて知らなかったです。年間予算大体団員であれば1万6,000円、こん中に組み込まれてると思ってたもんで、団員に聞いたら、やっぱし正月の1月5日の出初式、それと9月1日やろうじゃないかということでうちの地区では進めていく予定でおります。

それはそれでいいんですけど、この前この防災計画、これいただきました。非常によくできてるんですけど、この防災計画の地震編、震災対策編、P5の21ページ見ますと、防災訓練計画、少なくとも年1回以上実施するものとするというふうにちゃんと書いてるんです。これは町としては具体的には、先ほどお答えありましたけど、ある程度の日程等は町の方で調整はないんでしょうか。質問します。

議長(新山 玄雄君) 吉田総務課長。

総務課長(吉田 芳春君) それでは、お答えいたします。さきの一般質問で、防災の日にという御質問がありましたので、町長が答弁いたしましたように、防災の日に実施できれば一番ベストでありますけれども、1日が今年度については金曜日とかいうように、やっぱり訓練をするとなれば、1人でも多くの方に御参加していただきたいというようなことを考えれば、日曜とか土曜日とかいうようなことにもなろうかと思いますので、基本的には防災の日、あるいは防災週間とありますので、そういう形で実施したいというような答弁であったと思います。

それで、各地区地区、各集団において防災計画、独自に計画してというふうなことで、旧久賀 支部におきましては、毎年9月の第1、第2日曜日をということで防災訓練を計画しておりまし たが、先ほど町長が答弁したような予算の関係もありまして、だからある程度規模的には小さく なりますけども、そういう消防団員の訓練は実施されるという計画にもなっておりますし、他の 橘、大島地区についても、本年度は実施されるというようなことにもなっております。

東和地区につきましては、先ほど言われましたように、9月1日の防災の日にあわせての訓練というのは中止になりましたけれども、年末夜警とか出初式、あるいは防火デーにあわしても、1月26日でありますけども、本年度は和田地区の方で訓練を実施したいというようなことによって、いろいろさまざまな訓練がそれぞれの支部において計画されております。

それと、毎年1回以上の訓練というようなことで、先ほど申しましたように、そういう形で展開いたしますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長(新山 玄雄君) 田村議員。

議員(9番 田村 三郎君) もう1点のみ。6月12日、朝の5時01分、当町も震度4の地震、これ観測してますけど、やはりこの震災対策編を見ますと、災害応急体制の整備ということが書かれており、震度4の場合は第2警戒体制をとることということが書かれており、総務、建設、農林、水産、各総合支所、2名の要員を出して体制をとれということが書いてあるんですけど、私も自分の担当区を見て回ったんですけど、それと同時に異常なかったんですけど、東和支所は3名の職員が早朝から出てました。他の支所、あるいは今言った総務、建設、農林、水産、これはどのような体制をとったかお聞かせください。

議長(新山 玄雄君) 吉田総務課長。

総務課長(吉田 芳春君) それでは、お答えいたします。6月12日の災害であります大分の方での地震によりまして、周防大島町にも久賀地区が4.3、大島が3.7、東和が4.2、橘が4.4というような地震を確認しております。

そういう中で、防災計画によりますマニュアルによりまして、東和支所につきましては3名の 職員ないしが出勤しております。それで、それぞれの総合支所でもそれぞれ職員が出ております。 それで、住民からの情報等によって、対応していこうというようなことでやっております。

それで、幸いにも震度4というのは、さきの芸予地震がやっぱり震度4程度でありましたけども、今回は揺れ方が縦揺れがなかったというようなことかもしれませんけども、被害はございませんでした。それで、それぞれの関係課、現課であります農林課におきましては、危険ため池の防災マニュアルによりまして点検もされておりますし、それとか、下水道課によりましては、それぞれのそういう下水道関係の職員が点検を開始したというような情報も入っておりますし、各方面からもいろんな連絡を受けながら対処したわけでありますが、順調と申しますか、対応としては私が思うのは、それぞれに浸透してるんだなというふうにつくづく思っております。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 田村議員。

議員(9番 田村 三郎君) よくわかりました。この震災対策編、しっかりしたものができて

ますから、しっかり危機管理を持ってお願いしたいと思います。

先ほど大積小積間土砂崩れ、土砂は大したことないんですけど、やはり県の職員 2 名寝ずの番でやってました。町もしっかり危機管理持ってやってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長(新山 玄雄君) 以上で田村議員の質問を終わります。

.....

議長(新山 玄雄君) 次に、4番、平野和生議員。平野議員。 スイッチ入れてください。 議員(4番 平野 和生君) 今後の離島振興についてと町営住宅について及び岩国基地問題に ついての3つの観点から質問をいたします。

周防大島町及び山口県におかれましては、離島振興について多大な御理解をいただき感謝している次第でございます。近年の過激な人口の減少に伴い、離島航路が今後どうなっていくのか、離島航路の対象から除外される航路が出て来るのではないか。特に、前島航路が懸念されるわけですが、もし切られるような場合はどう対処されるのかお伺いいたします。

また、浮島離島航路対策についてお尋ねいたします。通学路など大変危険でありました土居港の町営渡船の発着場の位置の問題は、浮島住民の長年の要望でありましたが、一昨年の台風20号でしたか、大北が吹きまして、防波堤が被災しました。それから緊急的に日前港に移転し、組合長の御理解のもと常設することになりました。大変安全性が高まり、大変感謝しているところでございます。

さらに、さきの3月定例会において、日前港待合所整備の予算の議決とともに過疎地域自立促進計画の変更で浮島航路、日前港待合所整備事業が追加されました。また、今期定例会において辺地総合整備計画に待合所の整備が追加され、財源の手当てもいただきました。特に、冬場の利用者にとっては、この待合所の整備に大変期待しているところであります。しかしながら、離島住民にとって一番大事な浮き桟橋の工事契約が否決されました。この件につきましては、契約の相手方に他の談合疑惑などがあるとの報道からのことだと考えておりますが、この港整備交付金、日良居漁港浮き桟橋設置工事は、3月補正予算で繰り越しとして繰り越しの議決がなされております。

しかしながら、先日の繰越計算書の報告では、浮き桟橋分は繰り越しされていないと思われます。17年度予算の繰り越しがないとすると、18年度には着工できないということになりますが、浮島の現在の浮き桟橋は台風災害に伴う緊急仮設的な桟橋であり、保育園児や特に高齢者、車いすで乗りおりしなければならない障害者は非常に危険を感じております。補助金や交付金のこともあろうかと思いますが、早急に予算の確保をいただき、工事に着手し整備していただきたいと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、離島の飲料水等の状況と渇水対策についてお伺いいたします。

以前、情島はもう早くから飲料水は海底送水で送っているとお伺いしております。他の3島は 井戸水等を使った簡易水道だと思いますが、その渇水対策はどうなっているのかお伺いいたしま す。

続きまして、2番目に町営住宅についてお伺いいたします。

周防大島町総合計画の基本方針の中に高齢化時代に対応した安全で暮らしの質を高める公営住宅に向けて計画的な建てかえを進めるとともに、適切な維持管理に努めますとあります。その中の主要施策として若者の定住促進や、I・Uターン希望者の受け入れ体制強化に向けて、計画的な整備改築を推進するとあります。この場合は、新築はしないのでしょうか。

現在、町営住宅に入りたくても入れないというお話しを3件ほど受けました。なかなか町にも 事情があるようでございますが、特に若者が住みたいという事例もございますので、早急な対策 をお願いしたいと思っております。

最後に、岩国基地問題について、さきのツープラスツーにおいて米軍基地再編について最終報告がなされ、中間報告どおり、厚木基地からの空母艦載機の移転があるとのことでございましたが、最終報告がなされた今、先日和木町長が受け入れる表明をいたしたと思います。本町、町長といたしましても最終決断をすべきと思いますが、町長の御所見をお伺いしたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 冨夫君) それでは、平野議員さんの御質問にお答えいたしますが、まず、第1番目の離島航路についての御質問でございますが、御存じのように、周防大島町には国等の補助を受けまして、前島、浮島、情島の3航路が運行されておるわけでございます。しかしながら、人口減少等によりまして、いずれの航路も大変厳しい収支の状況になっておるわけでございます。補助を受けて維持をしてるというのが実情であるわけでございます。国におきましても財政状況の厳しさから、全国の国庫補助対象離島航路の再編を視野に入れまして見直しを図っているということでございます。

このような背景からいたしまして、山口県におかれましても、運輸局・県・関係町によりまして、これら航路の再編につきまして検討協議が行われておるわけでございます。そういった状況の中で、運輸局、それから県の方より収支率の改善のため、前島航路と浮島航路の一本化の提案がなされております。

町ではこの再編案について検討を行ってきておりますが、実際の運行となれば浮島、日前、久 賀、前島といった経路となりまして、片道だけでも21キロという距離になるわけでございます。 このような航行経路のダイヤを編成することは、大変複雑であるわけでございます。また、長 距離の運行による冬場の欠航、あるいはまた船員の労働条件等々、さまざまな問題を抱えておる のが現状であるわけでございます。

このように、離島航路を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、島民皆さん方の唯一の足でもありますので、離島航路存続の最善の方法を求めまして、今後とも運輸局なり、あるいは県、関係者と協議を重ねまして、努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いを申し上げます。

それから、2番目の浮き桟橋の件でのお尋ねでございますが、港整備交付金事業で整備を予定をしておりました浮島町営渡船の発着場となる日良居漁港の浮き桟橋は離島住民の足であります。 渡船への乗降や小荷物、手荷物の積みおろしなど、大変重要な施設であり、その安全性には十分配慮しなければならないと考えております。

特に、大変高齢者の多い島でもございます。あるいはまた、障害者、児童や乳幼児にとって桟橋の揺れや急勾配の連絡橋は乗降時に非常に危険であり、困難な施設となります。そこでより安全で利便性の高い施設として杭式の剛性浮き桟橋20メートル掛ける6メートルでございます。連絡橋は15メートルから3メートルで計画をしたところであります。議員の皆さん方もその必要性につきましては、御認識をいただいているものとは考えておりますが、残念な結果になりました。工事期間や発注業者の状況から検討いたした結果、繰り越し事業での発注は年度内完成が困難な見通しであり、事後繰り越しの恐れもあることから、繰り越し事業としての発注を見送ったところでございます。

それから、3番目には飲料水の状況でございます。町内の離島の水道施設は、笠佐島、前島、 浮島に自己水源による簡易水道施設があります。情島は、伊保田雨振地区から送水管で情島の配 水池へ広域水道の水を送っておるわけでございます。

各簡易水道の昨年の年間給水量は、笠佐島が1,393トン、前島が1,958トン、それから江の浦が1万1,046トン、それから樽見楽ノ江が1万300トン、東部簡水で19万2,281トン、うち情島が8,581トンとなっております。夏場の特に8月15日から三、四日は、生活用水使用量は倍に膨らみますが、昨年は各簡水とも島内にある自己水源で対応いたしたところでございまして、浮島への広域水道の水を送水する事業は現在検討しておりますが、当面、離島の簡易水道は各地区の使用水量や井戸の揚水量、水質の監視を行うなどして渇水対応していきたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いをいたします。

3番目に町営 4番目になりますか、町営住宅のことについての御質問にお答えをいたしますが、町営住宅の現状でございますが、公営住宅は489戸、改良住宅が89戸、特定公共賃貸住宅が62戸、町単独住宅は55戸、合計44団地695戸の町営住宅を管理をしているわけで

ございます。

これを地区別に見ますと、各地区とも公営住宅の割合が最も高いが、東和地区では特定公共賃貸住宅が40.7%、橘地区では改良住宅が30.9%や町単独住宅が19.1%などの割合も高くなっております。

また、町営住宅の建設時期割合は、昭和55年から平成元年が25.9%と最も高くなっております。次いで昭和45年から55年が20.3%、平成3年以降が17.6%、昭和35年から45年が16.3%などの順になっております。

これを地区別に見ますと、久賀地区では昭和45年から54年、大島地区、東和地区では昭和55年から平成元年、橘地区は昭和35年から44年の割合が高く、特に橘地区では築後30年以上を経過をした住宅が半数以上を占めておるわけでございます。こういう状態ですので、平成16年度の修繕費及び改修費は大規模改修費が4,000万円、一般修繕費が1,000万円、台風災害復旧費が2,400万円を要したわけでございます。

以上が町営住宅の状況でありますが、限られた戸数と、また、公開抽選ということもありまして、U・I・Jターンの希望者を含め、なかなかすべての方の御希望のとおりにおこたえできないというのが現状でございます。とは申しましても、この大島へU・I・Jターンを希望されるということが町にとっても大変喜ばしいことでありますので、町といたしましては、町営住宅の整備のみならず、あらゆる手段とか方法を講じまして、検討して受け入れに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

それから最後に、岩国基地についての御質問でございますが、米軍基地の再編問題で、最終報告が発表された今の気持ちに対してのお尋ねでございますが、本町と同じような立場にあります米軍岩国基地周辺の和木町の古木町長は、去る12日に議会定例会の行政報告の中で、米軍再編を巡る岩国基地への空母艦載機移転問題について、5月末閣議決定が行われ、政府の方針が決定された以上、これまでの防衛施設庁の説明も含め、理解をしていく必要があると述べられておられます。

また、二井山口県知事は一昨日の県議会6月定例会におきまして、在日米軍再編に関する閣議 決定が先月30日に行われましたが、これは最終報告にまとめられた具体的措置について、政府 が一体となって取り組むという強い意思が示されたものと受けとめており、これにより外交、防 衛政策に責任を有する国の意思が最終的に決定された以上、県としてはこの閣議決定の趣旨を基 本として、国と自治体がお互いの立場を尊重し合いながら、国民の安全と地域住民の安心・安全 にかかわる問題について協力しながら対応していくべきであるとの考えを表明されておられます。

また岩国市長は、さきの議会一般質問で、空母艦載機移転計画について、基本的には撤回を求めていくのが今の姿勢と発言をされておられます。

私といたしましては、米軍再編問題は国の専管事項であり、閣議決定は政府の強い意思表示であり、尊重すべきであると考えてはおりますが、現段階では地元岩国市の方針を見守りたいというふうに考えております。

議長(新山 玄雄君) 平野議員。

議員(4番 平野 和生君) ありがとうございました。離島航路、補助航路の問題です。早くから国の方は前島航路と浮島航路の一本化いうことを案に出していると思いますが、先ほど町長もおっしゃられたとおり、国の方は距離とか時間とかを波のないノートと物差しの上ではかってしまうんだろうと思いますが、常に冬場の航路の場合は欠航を含め、大変な職員には緊張感があると思います。できれば、補助航路、前島航路は特に維持して、浮島航路、3島補助航路を維持していただいて、何とか現状のままでやってほしいと思うわけであります。よろしくお願いいたします。

浮き桟橋の件なんですが、繰り越し事業での発注を見送ったとなりますと、桟橋の整備の見通 しいうのは立たないということでしょうか。離島住民の安全性を確保、特に車いすで月に1回、 2回の病院に行く方もおられます。干潮時にはほんま大変、船長初めみんなの手助けをいただい て乗りおりしているわけでございますが、できるだけ早い整備をお願いしたいと思います。

渇水対策、2003年度に浮島に知事さんがお見えになられたの御存じと、町長さんもおいでになりましたが、そのとき海底送水の要望を島民として出したと思います。近いうちに整備しなければいけないということで、当時はまだ橘町であったと思いますが、そのときには8億かかるという大体の試算でございました。周防大島町になったときに距離が恐らく旧橘町のときの5キロ余りから2キロ余りぐらいに最短距離で結べば、東和との。それでかなり費用の方も減額できるんじゃないかと期待しておりました。ぜひとも水の安定供給は浮島島民にとっても最重要課題でございます。今からイリコ産業も始まります。なるべく上水道は使わないようにはしてますけど、もうない場合はどうしようもないことでございますので、海底送水を一時も早く実現していただきたいと思います。今の簡易水道では恐らく微量ながら塩分が混じっておる可能性があるんです。そのおかげで例の下水のポンプもちょっと早目に傷んだかなと思うところもございますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

住宅問題、ぜひとも若者がこれからは担っていかなければなりません。話にも乗っていただき ますよう、住宅問題よろしくお願いしたいと思います。

防衛、岩国基地移転問題は、何とぞ御賢明な判断を仰ぎたいと思います。浮島が騒音のあれになっておりますけど、東和もそっからそこまでなんです。ほとんど東和もあると思っておりますので、その点、国に対しても強く要望なりしていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 冨夫君) それでは、浮き桟橋のことにつきまして、繰り越し事業での発注を見送ったとなると、桟橋の整備の見通しは立たないということかということでございますが、そのとおりでございます。

その後、浮島の区長さんの方からも早期の実現の陳情の御要望があったわけでございますけれども、やはり私といたしましては、せっかくのこれが否決されたということもあります。それから、今後の財源等の確保につきましてさらにまた国、県とも協議をしていきたいというふうに思っております。したがいまして、もう少し慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

担当部長に報告させます。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) では、私の方からまず浮島の海底送水管の件につきましてでございますが、このことにつきましては、先ほど町長も御説明申し上げましたとおり、ただいま検討してるところでございます。また、事業費の点については、現在いろいろ試算しておりますが、約6億前後と予測しております。で、平野議員さん御指摘のとおり、もし、今の検討している段階でございますが、東和地区からの送水ということになろうかと考えております。でもって、試算しますと約6億前後ということでございます。このことにつきましては、いろんな当然こういった財政状況でございます。より有利な制度につきまして現在もいろいろ漁村環境整備事業ですとか、いろいろと方策をいろいろ検討している段階でございますので、今しばらく検討の期間をいただきたいと考えておるところでございます。

また、関連いたしまして、今の浮島地区の塩素イオン濃度の件でございます。若干上がってございます。このことにつきましては、基準値と申しますか、塩化物イオン濃度というのは、水道水につきましては200以下というのが基準でございます。現在、先月末、毎月検査してるわけですが、大体40から、50で推移しております、現在。一時期、高いときちょっと80前後ということもございました。現在はそういった状況で推移してる状況でございます。

夏場の渇水対策につきましても、昨年まで断水等ということは一度も経験してございませんので、そういった形で対応できるものと現段階では考えてるところでございます。

それに伴う漁業配水の方の要するに老朽化が激しいんじゃないかという御指摘がございましたが、この件につきましてはいろいろ調査しましたが、理由はあれですが、浮島地区につきましては、いわゆる塩化物イオンではなくて、硫化水素が非常に多いと申しますか、濃度が高いという現状でございます。したがいまして、硫化水素による腐食が若干他の地域よりも激しいという状況に現在あるわけでございます。

次に、住宅の問題についてでございますが、住宅につきましては、先ほど町長もお答えさせていただきましたように、いわゆる住宅の整備だけで対応できる問題とはなかなかU・I・Jターン希望者、また町内における若者定住対策として住宅整備だけで対応できる問題ではございませんが、そのあたりはいろんな合併前から各町がいろいろ対応してまいりました空き家対策の問題ですとか、いろんなより求めやすい状態でのいろんな土地の提供いかにできるかとか、総合的ないろんな方策を検討して今後まいりたいということでございます。

議長(新山 玄雄君) 離島航路。村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 離島航路の関係につきましては、どういった形が一番いいのかということで検討中でございますが、可能な限り住民、島民の皆様の要望にこたえられるような形で最善の方策を探っていきたいというふうに考えております。

議長(新山 玄雄君) 平野議員。

議員(4番 平野 和生君) 離島航路はお金が絡んでることなので、ベストの答えが出ないと 思います。なるべくよりベターな方向でよろしくお願いいたします。

渇水化対策、水の方もできるだけ一時も早い海底送水、浮島の場合は着工をお願いいたします。 住宅の問題におかれましては、抽選に落ちたから、はい、さようならじゃなくて、若者のため に話に乗っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長(新山 玄雄君) 以上で平野議員の質問を終わります。

.....

議長(新山 玄雄君) 次に、16番、広田清晴議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今回の一般質問、まず最初に、自治体の長としての平和の取り組み、この点では3点通知しております。

まず、周防大島町の町長として戦争の悲惨さを直接肌で体験したのは、私が思うに最初で最後の町長だというふうに考えております。それゆえ、戦争の悲惨さを後世に伝え、平和を守る。この先頭に立って頑張ること、これは中本町長の責務ではないかというふうに考えております。安全安心、平和の町づくりのため、以下について提案をします。見解と努力を求めます。

まず1点は、戦争を明確に放棄した平和憲法9条を守る立場に立つこと。そしてまた、戦後の 民主主義を教育の面で支えた教育基本法を守る立場に立つこと、これが1つ目です。

そして2つ目、これは今回の米軍基地再編問題は島民にとって危険であり、騒音被害、そして自然環境など許容の範囲を超えるというふうに考えております。御承知のように、さきの全協におきまして、実は三蒲地域におきましても、実は60、施設庁が言うだけでも65から85を超えるという状況です。そしてまた不明確な点が、それじゃどこから進入するかといったら不明確

という状況です。これは早急に施設庁の方が回答して来ると思いますが、やはり最後まで反対の 立場を貫くことが大事ではないかというふうに考えます。また、反対を表明する自治体や団体、 その皆さん方と協力していくこと、また情報交換をしていくこと、この点でも大事な点ではない かというふうに考えます。この点での町長の見解を聞きたいと思います。

平和の3点目、これは戦後一貫して守ってきた非核3原則、これを形骸させないためにも、4町合併した今、改めて周防大島町として非核自治体宣言の条例制定に取り組むよう求めていきたいというふうに考えております。

大きな2点目、これは公共交通対策、とりわけJRバスの存続問題についてであります。先ほど議員から指摘があったように、公共交通、過疎地の足を守る、これは離島においても一緒です。そして大島そのものにおいても一緒であります。そういう中で実は陸の交通として中国JRバスと今後の存続について協議したと聞きます。私は国の補助制度そのものが不十分であるという点は明らかに持っております。しかし、そうした中でも少なくとも便数の確保、そしてまた、今日までのバス乗務員とまた町民利用者との信頼関係、そして出発として町営バス、そして国鉄バスとして島内で果たしてきた歴史や役割等を考慮すれば、周防大島町側から撤退を申し入れる必要はない、このように考えております。この間、通告を聞いたところによりますと、本町からは撤退要求はしてないんだということであります。しかし、交渉においては実は結論が出るような交渉はすべきではない。これは私は一貫して要求しております。

例えば、キロ単価においてもJRと防長が当然単価が違うというのは、私自身承知をしております。キロ当たりの単価。しかし、実際的に戦後一貫してこの島の中で走ってきた国鉄、そしてJRバスを今の補助制度がある中で、いわゆる結果として切る。そういうことになれば、私は今時期尚早ではないかというふうに考えております。少なくとも国が今補助制度を見直すというのなら別です。しかし、昨年、ことしと来年まだ補助要綱はまだ決まっておりません。仮にそうなれば、補助が変わるということになれば、撤退も議論あるというふうに思いますが、現在の段階では私は安易に撤退の道に踏み込むべきではないと、こういうふうに考えております。その点で実は町長の方に見解を求めておきたいというふうに考えます。

なお、通告しておりますように、数字的なもの、これは私すべて事前に調査しておりますので、 別に答弁の中に含まなくてもいいです。ぜひとも町長の気持ち、これを聞いておきたいというふ うに思います。

次に、地元産業の育成についてであります。この点ではずっと指摘してきたところであります。 一つは、学校、病院、福祉施設、これらの給食に地元の農産物を使うという提起をしてきました。 そういう中で、実は合併後この点では有利な点が発生しているんではないか。いわゆる受給率を 高めると言えばちょっと語弊がありますが、実際に島の中でできた農産物を島の中で消費すると いう点では有利な点ができたというふうに考えております。その点で、合併前と合併後、どういう状況になっているのか、進捗しているのか、それとも後退しているのか、その点をまず聞きたいというふうに思います。

それと同時に、引き続き、その努力が実は今後の米部門においては、確かに旧大島町がほとんどかもわかりませんが、米にかかわらずみかんにしても野菜にしても、実際的に推進していくことが町内の本来の姿ではないかというふうに考えます。

2点目として、魚介類の産直についてであります。この点でも農業と同じような要員の中で困難を来しております。といいますのは、輸入自由化の影響であります。そういう困難の中で今どういう状況に置かれているかといいますと、とれた魚が市場で買いたたきに合う、こういう状況です。それを少なくとも食いとめるのは、実はそうしたところで買いたたきを防ぐとともにそこで売れるというシステムをつくっていくことが、実は私は大事な一つの要素ではないかというふうに考えております。その点でも昨年、事業がありましたけど、引き続きそうした事業、これを広げていっていただきたい。その条件整備の一つとして志佐漁港で進めていっていただきたい、これが質問の趣旨であります。

次に、大きな質問項目では最後になります。役場一般職員と管理職のあり方についてであります。日常の業務を一般職員と管理職がよく議論し、そして住民奉仕の立場で業務を遂行すること、これは町づくりの原点である、こういうふうに考えております。それは決して働く者の権利を否定する立場ではありません。その点でも十分協議が必要だというふうに考えております。

そのことと同程度必要なこと。それは職場を組織している自治体労働組合、それと管理職とは 労組法上、労基法上は少なくとも対等である。この点が私は大事であるというふうに考えており ます。そして、この点をこの一般質問の中で明確に執行部に求めたいというふうに考えます。こ のことを忘れ、一方が官僚化すれば職場は暗くなります。また、もう一方である労働組合が行き 過ぎた行為をすれば大阪市の方のようにとんでもない状況が発生してまいります。

そこで改めて訴えたい点は、周防大島町の町づくりにとってであります。官僚化することなく、 そうすることになれば、職場自体が暗くなり、職員のやる気そのものを失います。結果として、 町民のためにならないこと、それどころか新しい周防大島町の町づくり、この弊害になる。今や はり労働組合のいろんな提言を聞くことも私は大事な時期ではないかというふうに考えておりま す。その点でも、対労働組合の関係では最大限の努力を求めたい、このように考えております。 以上であります。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 富夫君) それでは、平和への取り組みにつきましての御質問でございますので、 広田議員の御質問にお答えをいたしますが、まず、戦争を明確に放棄をいたしました平和憲法第 9条を守る立場に立ちまして、戦後の民主主義を教育の面で支えた、いわゆる教育基本法についてでありますが、政府による憲法第9条の解釈におきまして、憲法制定当初、政府は憲法は一切の軍備を禁止をし、自衛戦争をも放棄したものとしておりましたけれども、朝鮮戦争に伴う日本再軍備とともに、憲法で禁止をされたのは、これは侵略戦争であって自衛戦争ではないとの立場をとっております。

また、2,000万人の多くの犠牲者を出しました太平洋戦争、その深い反省の上に日本国憲法がつくられました。その精神に沿って制定をされたのが教育基本法であるというふうに認識をしております。

私は、日本国憲法第9条におきまして、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に 希求をし、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手 段としてはこれを放棄する旨の明文化をされております。本憲法第9条と教育基本法は平和の日 本をつくる車のいわば両輪でございます。したがいまして、あわせて尊重するものでございます。 戦争について世界じゅうのだれに尋ねましても、「戦争反対」というふうに答えるであろうと 思います。日本にかかわりませず、現在世界のあちこちで悲惨な戦争が繰り返されておるわけで ございます。なぜかと問いかけ、戦争という過ちを二度と繰り返さない平和な21世紀を築くこ とが私たちに課せられた最も重要な責務であると思っておるわけでございます。

次に、米軍基地の再編で最後まで反対の立場を貫くようにとのお尋ねでございますが、さきに も平野議員さんにもお答えをいたしましたが、このたび日米両政府間で合意をされました在日米 軍基地再編の最終報告における岩国基地再編におきまして、三蒲及び浮島地区ではW値が70を 超えるという新たな不安が広がっております。その他周辺地域におきましても、上空を航空機が 今まで以上に飛行回数が増加をし、住民の騒音負担が大きくなることが予想されております。町 政責任者といたしまして、住民の安全を守ることは最重要課題でありますので、岩国基地の機能 強化には反対の立場を堅持しながら、なお一層関係機関との連携を密に取りまして、対応してま いりたいというふうに考えております。

それから、3番目の非核三原則のお尋ねでございますが、戦後一貫して守ってきました非核三原則を非核自治体宣言の条例制定について制定したらどうかというお尋ねでございます。政府は今後とも日本が核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずと、非核三原則を堅持することにつきまして明確に表明されておりますので、現時点では本条例を制定する考えは持っておりません。

私といたしましては、今後ともこの地球上から核兵器廃絶をアピールし、恒久平和を心から願うものでございます。

それから、公共交通のJRバスの存続問題についてのお尋ねでございます。

合併後、町では生活交通全般の問題について検討してきておりますが、その中で特に路線バス

運行に伴う町の赤字補てん補助金が年々増加をしていることを問題点として取り上げております。 その原因といたしましては、交通事業者による運行に伴う損失すべてを国、県、沿線自治体が補 てんをしているため、各事業者による経費削減や増収対策が十分でないこと。

また、運行による経常経費は路線ごとの算出ではなくて、各事業者の乗り合いバス事業全体の 経費から算出をするため、同じ町内を運行する中国JRバスと防長交通では大きな格差があるこ となどが上げられます。

特に、中国JRバスにつきましては、補助金算定上、防長交通にはない地域標準経費を超過する経費等が生じているため、仮に防長交通のキロ当たりの経費を中国JRバスのキロ当たりの経費に置きかえて補助金を算定した場合、町の負担が1,000万円以上軽減されることが見込まれております。

そのようなことを踏まえまして、補助金を所管する中国運輸局山口支局と協議を行いましたところ、補助金算定の基礎となるキロ当たりの経費を同業他社の水準まで引き下げるよう話し合うことは重要であるので、中国JRバスと十分調整するようにとの指導を受けたわけでございます。これを受けまして、平成17年4月以降、中国JRバスとこの件につきまして協議してきたところでございます。

当初の協議では、中国JRバスから、平成14年4月の郡内再編から5年間は現状の補助金支 出を維持することとなっていること及びキロ当たりの経常経費についても、今後大幅に減少する 可能性を指摘をしていました。

しかしながら、平成17年度の実績を検討をいたしました結果、経常経費は減少はしているものの、防長交通の減少率を下回りまして、むしろ両社の格差は広がる傾向となったわけでございます。

このため本年3月に中国JRバスに対しまして、再編から5年を経過をいたします平成19年の4月以降の町補助金算定を、防長交通並みに削減する旨の通知をいたしましたところ、中国JRバスの方から撤退の申し入れがあったものでございます。したがって、議員の御指摘のような、町の方からの撤退を申し入れたものではないわけでございます。

また、中国JRバスが撤退する安下庄線につきましては、かねてより参入の意思があります、 意向を示しておりました防長交通に参入を促しまして、引き続き国庫補助路線として維持をして いく考えであります。何とぞよろしく御理解のほどをお願いをいたします。

それから、地元産業の育成についての御質問でございます。地元産業の育成につきましては、 町内の学校や病院給食への地元産の導入については、現在まで部分的な取り組みが行われてきて おります。特に学校給食については、米、野菜等を中心に導入は図られております。さらには、 児童・生徒への地元産品の理解を深めるため、食育に取り組んでおります。病院給食についても、 地元産食材の導入に取り組んでおります。後ほど説明があると思いますが、こうした積極的な地産池消への取り組みに至っていないのが現状でございます。

お尋ねの学校、病院、福祉施設の給食に地元の農産物の活用を求めてきたわけでございまして、合併前の活用数量とそれ以後の進捗状況、引き続き推進を求めることについてでございますが、学校給食における合併前の活用数量は旧大島町が平成15年より地場産の米及びタマネギを中心といたしました野菜を取り入れております。活用数量は、JA山口大島資料におきましては、米、これはひかりが平成15年実績で5.1トン、平成16年実績で5.5トン、タマネギにつきましては、平成16年実績で70キロの消費をいたしております。

病院、福祉施設の合併前及び合併後の活用数量につきましては、関係機関に問い合わせをいた しましたが、資料を把握していないとの回答でございましたので、お許しをいただきたいと思い ます。

今後の調査方法につきましては、今年5月に立ち上げました地域地産地消、消費、地消推進プロジェクト推進委員会の方で調査をしていきたいと考えております。

次に、それ以降の進捗でございますが、学校給食における地場産利用状況ですが、大島学校給食センター調査資料によりますと、平成16年度町内産は30.8%の利用状況であります。

また、山口県学校給食地場産食材利用状況調査データによりますと、平成17年5月調査でございますが、県内産が23.3%、うち町内産が5.4%でございます。平成18年5月調査によりますと、県内産が24.6%、うち町内産が3.7%の活用数量となっておるわけでございます。参考までに周防大島の受給率は中国四国農政局山口統計センターの資料によりますと、米、野菜等の消費量に対する生産量の割合は、平成14年データになりますが19.5%でございます。

今後、地産地消推進プロジェクト実行委員会を中心にいたしまして、地元でとれた物を地元で 消費する、いわゆる地産地消を推進いたしまして、食に対する安全安心への意識をさらに高揚を 図りたいと、そして自然豊かな自然環境と多彩な食によりまして、健康的で心豊かな生活が実現 できるような、そしてまた思いやりのある、活力のある町づくりを目指して頑張りたいというふ うに思っております。

それから、最後になりますが、漁港用地につきまして、利用計画の変更、協議等が必要となります。その他関係法令や関係機関等との調整が必要になることも考えられますので、地元の推進組織や改正等条件が整い、漁業の担い手の育成、あるいはまた漁家所得向上のための強い御要望をいただきました場合には、できる限りおこたえしていきたいと考えております。

それから、最後になりましたが、これが最後ですね。役場の一般職員と管理職とのあり方についての御質問でございます。

町の職員労働組合と執行部との協議状況、いわゆる労使協調がどのような情報として広田議員

さんの方に伝わっているかは知るよしもありませんけれども、お説のとおり、労働基準法にも労働条件は労使が対等の立場において決定すべきものであると明文化されておるわけでございます。 当然のことながら、執行部が組合との団体交渉に当たっても押しつけをすることなく、同じ職員であるというスタンスで望んでいるものと理解をしておるわけでございます。

したがいまして、議員の質問の職員のやる気を失わせ、町づくりの弊害になるという要旨が理解ができかねるところでありますが、一般職員も執行部である管理職員も同じ職場に席を置く、いわゆる地方公務員であります。町のため住民のため、公僕として奉仕するという志は同じものがあります。その根底に地方公務員法や地方自治法があると思っておるわけでございまして、決して憎み合ってけんかごしで物事を進めているとは思っておりません。

組合員の中には、待遇等に対しまして不満を持っている職員が少なからずいるということは理解はしておりますが、すべての要求が思い通りに進むことは不可能でございます。厳しい財政状況の中で組合の要求が住民の皆さんから本当に理解が得られるものかどうかの判断も必要ではないかと思います。

したがいまして、例えば町の方針を受け入れることに当たって、この代替案を実施すれば受け 入れについて前向きに対応するという条件的な協議ではなくて、曲げるところは曲げ、引くとこ ろは引くといった柔軟な対応をもちまして組合交渉に臨んでいただきたいと希望するところでご ざいます。

特に、給与体系におきましては、財政に余裕があり、潤沢な予算執行ができる自治体であれば、 職員が満足のいく独自の給与体系の構築が可能かもしれませんけれども、残念ながら本町は財政 が厳しいわけでございます。人事院勧告等を受け入れて、それを基本に給与表の作成や手当など の規則改正をしなければならないのが実情であるということの御理解をいただきたいと存じます。

可能な限り、労使合意のできるよう努力は怠らないつもりでおりますので、事務レベル協議を 初めといたしましてしっかりと協議をし、今後は議員各位から一般質問に通告を受けないような 対応をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 平和の町づくりでは、町長も肌身で感じて、憲法においても、教育基本法においても、それぞれ尊重した立場を立つこと、これを明確にされました。そしてまた、今回のツープラスツー以降の岩国基地の基地の拡大強化については反対していくということも明確にされました。ぜひとも、基地の拡大強化、これはすなわち大島島民にとっては不利益しか起こらんという内容なんです。騒音にしても、そしてまたいろんな分野でいわゆる回数の伴う騒音、そしてまた今施設庁で明確になってない、例えば大島上空を横切る場合、どういうルートになるのかということがまだ施設庁に問い合わさんとまだわからんという状況です。町長の方と

しても、この間、私も要求しましたが、町長の方からも大島上空のルートについてはぜひ要求を 強めていただきたいというふうに思います。その点ちょっと確認しておきたいというふうに思い ます。上空、大島上空についてはまだ説明がありません。ですから、前回私は大島上空の件につ いては、ルートについてはきちっとした資料を出せということを言いました。町長としても大島 上空のいわゆるルートについては要求していただきたいということを再度確認しておきたいとい うふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 冨夫君) 御説明のとおりでございまして、防衛施設庁の方とでも連絡をとりなが ら検討していきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 自席からしてますという言葉が聞こえて来ましたので、引き続き要求していただきたいというふうに思います。

それと平和の3点目ですが、今、国が守ってきてるんだと、だから周防大島町としては非核三原則を形骸化させないための実は条例制定については今考えてないという答弁でありました。しかし、この点でちょっと考えとっていただきたいのは、今回のツープラスツー以降、閣議決定等見てみますと、厚木に改めて戦後初めてじゃないですか、母港化、いわゆる原子力空母が、いや、失礼、横須賀に母港化、これは船名はジョージワシントンではなかったかと思いますが、入るということが既に新聞等で言われております。

そうすると、当然いわゆる首都圏ではいろんな今から7月に入って、いろんな抗議の集会が始まると思います。しかし、今度はその空母が、原子力空母が岩国にも入って来るという状況も起こり得るかもわからんわけです、実際的に。やはり、そういう点で見れば、今原子力空母については、実は母港化というのは今まで私はなかったんではないかと、一時的に立ち入るということはあったにせよ、母港化問題は今までなかったと思います。ですから、改めて今全国的には神戸港が有効です。例えば核兵器を積んでない証明書を発行せというのをアメリカに要求するとか、そういうこともやりよります、実際的に神戸港では。その格好でも実は大島にとっても、いわゆる核兵器そのものが、いわゆる形骸化されたら大変な実は条項も起こるということであります。

ですから、私は引き続き今現在は町長はいわゆる非核三原則を尊重する非核自治体宣言に着手 しないという立場ですから、私は引き続き検討を求めておきたい。設置のための努力、これを求 めておきたいというふうに思います。

次に、ことしに入って以降のJRバス存続問題について答弁がありました。私があえて今こういわゆる補助制度の変わらん中で、いわゆる撤退は好ましくないという点で私は指摘をしました。 その点で執行部、資料を持っておればちょっと答弁を求めておきたい。あえて数字を言われまし たので、答弁できる範囲で結構ですから、いわゆる答弁を求めたいというふうに思いますが、実は先ほど示した町長の17年度のいわゆる資料、17年度資料で、JRがまた今年度負担が、JRに対する負担が重たくなるということで、私も聞いてみますと、17年度数字で大体欠損額が3,828万7,000円に対して、実際的に国が負担分が2,513万5,000円、それで町負担分が1,315万2,000円、これ確かに防長バスと比較したら高い、キロ当たり1005ょっとになると思いますが、高いという認識はしております。

しかし、今現在、例えば広報作業含めてかなり」Rでなければできない部分もあるというふうに考えております。それは実際的な」R西日本との連携です。JR西日本との連携。これについて、いわゆる防長は重きを置いてないんです、全く。住民からしたらきちっとしたJR西日本との連携をしてほしいというのが当然ありますが、実際的に防長が ごめんなさい、JRが撤退するとなると、そういう連携もいわゆる難しくなっていくということも予測できます。実際的に今のダイヤをずっと見て拾うてみてください。実際的に私は難しくなっていくんじゃないかという危惧はしております。それが1点。

それともう1点は、バスの発着場、JR西日本大畠駅におけるバスの発着場、これについても一体どうなるのか不明確であります。その点についても今のJR西日本との関係、そしてまた実際的な大畠のバスストップ、これの活用方、今後について。今現どういう状況で常にコストだけで考えておられるのか、実際的答弁するあれがあればちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 冨夫君) 先ほども非核三原則につきましては申し上げましたが、恒久平和を願うのは議員さんも私も同じでございまして、岩国にまさか原子力空母が来るというようなことは今考えておりません。また、そうしたことに対しましてのお答えは私は控えさせていただきたい……。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) JRバス等の関係でございますが、JR西日本との連携につきましては、防長との関係は連携してないということがございましたが、これにつきましては、当然のことでありますが、防長交通が正式に参入して、いわゆるダイヤ改正というようなことになりましたら、その辺のところは当然のことでありますが、JR西日本との連携という形でのダイヤ構成というのは考えられます。

それから、バスの発着場の関係でございますが、これについてはJRの方に、もし防長交通等が、他社が参入して利用ということについては、使わせていただきたいという申し入れをしておりますし、JR側につきましても、土地の有効活用はしていただきたいという返事はいただいて

おります。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実は補助規定、いわゆる公共交通に対する補助規定、これが変わって、実は安下庄線より前に実際的に協議をせんにゃいけんところも出て来るんじゃないかという点が実はあるんです、実際的に、補助要綱の。それは昨年の補助要綱の改定だったかと思いますが、実は都市間輸送については補助規定があるが、いわゆる町内については、実は合併前と合併後、それは考慮しとるんですが、実際的には補助要綱の変更があるというふうに聞いております。その点で大島島内の補助、例えばそれも17年度は変わっちょる部分が出ちょるんだと思うんです、周防大島町の持ち分で。17年度いわゆる国の法律の変更で周防大島町の持ち分が多額になったと、例えば、先ほどからいうように、JRといわゆる町との関係でいえば、今までもその要綱でいきました。しかし旧来のいわゆる補助要綱と変わった部分があるんじゃないかという辺が実際つかんじょると思います。

といいますのが、例えば、白木線について、これは国の補助要綱が変わったんじゃないかと思います。それで大島町の負担分がかなり上がってきたんじゃないか思います。その辺ちょっとつかんじょる点で答弁できれば、ちょっと答弁を引き続き求めておきたいというふうに思います。 議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 要綱の詳細につきましては、私ははっきり掌握しておりませんけど も、基本的に複数の町村にまたがるものについてはというような形で変更になったという状況は 聞いております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 補助要綱が変更になったということは聞いておるということなんで、どれに当たるかという点でちょっと余り議論の時間ありませんが、ちょっと指摘しておきたいというふうに思います。

白木線がかって 白木線で言ったらおかしいです。佐連線が廃止になるとき、旧東和町時代ですが、実はどう運行するかという流れがありました。そのときに、いわゆるバスを購入し、実際的には当時の要綱なりをもとに、あれは特交だったかちょっと補助だったかちょっと覚えてないんですが、実際的にバスを購入し、そしてまた実際的にそこを維持するという格好で町が一定程度、町営バスか何かの格好で運行さしたというふうに思うております。実際的に倉庫そのもの 倉庫と言ったらあれですが、バスのあれも あれもと言ったら議会で悪いんですが、バスの車庫も実は町でつくったという経緯があると思います。

そういう中で、実際的にはかなりの負担をして過疎地のバスを確保したというのが実際の流れです。それが実は補助要綱が変わってどうなったかという点をちょっと先ほど部長答弁がありま

したが、実際的に佐連線が、事前に資料を示していただきますと、大体17年度欠損が大体1,612万8,000円と、これが今までだったらそれに対して国庫補助が出る。かなりの補助があったんですが、それがその欠損に対して、これ数字、再度調べて、担当課の方で調べていただきたいと思いますが、国、県負担分が78万9,000円、町負担分が1,533万9,000円、実際的に過疎地のバスを守ろうと思うたら、かなりの負担がかかるということは私も十分知っております。その上で歴史的経過やら実際的な私は果たした役割、それから見たら、今の補助要綱がある限りは、少なくとも実際的には今の協力関係、いわゆるコスト負担は私は十分住民に説明がつくというふうに考えております。

もう1点言うておきますと、例えば、14年以降規制緩和の中で実際的に国の補助がつきました。これ多分14年以降だろう思いますが、それ以前どうだったかいいますと、同じ民間会社でありました。しかし、1円の補てんも受けずに大島島民の足を守ってきたんです。これが歴史的事実なんです。実際的に赤字補てんに対する一切の補助もなしに。今になって議会やいろんな団体から陳情が出て、要望が出て、それで一定の補助負担要綱ができて、そして今まだ補助負担要綱があるんです。その中で実際的に今負担が大きいからということで、ああいいですよというスタイルでいったら、過疎地のバスは守れませんよ、実際的に。私はその点を言よるんです。実際的に赤字でもずっと長年頑張ってきた。実際の歴史的役割、それとあわせて、今財政が厳しいからといって、一定の補助制度があるにもかかわらず、一気にいわゆる切ることはやむを得ないという立場、これは私は時期尚早、ましてやいろんな今後要素が出て来る。私はもっともっと実際的には町の方が公共交通のあり方、原点から私は足というものを考えていただきたい。これは再度町長の方に再検討ぜひ求めておきたいというふうに思います。町長の見解聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 今、いわゆる白木半島線の数字的なものを議員言われました。 17年度の欠損1,612万8,000円、それから、国、県78万9,000円の町の負担が1,533万9,000円ということでございます。これ間違いございません。トータル的に周防大島町として、これら大島本線、安下庄線、それから白木半島線、奥畑線、これトータルしまして、17年度の負担状況が5,000万円を超えております。このままの補助要綱でいけば、2年後、あるいは3年後にこの数字が7,000万円、8,000万円に膨らんでいくであろうという想定の中で、このたびどういった形でこの生活路線を検討していったらいいかという協議の中で、JRが昭和23年から60年近くも大島の住民の足を守ってきた。これ大変いろいろな心痛もあって、大変御苦労もかけたところもあったと思います。しかし、これはずっと来た状況の中で、このたびのいわゆるキロ単価を比較した場合に、非常に差があると。町長先ほど申しまし

たように 1,000万円以上も差がある。この 1,000万円以上、単なる住民の方の足を確保するためには、JRだけでなくてもほかの業者の参入によって確保ができるんじゃなかろうかという検討の中で、JRに対して防長交通と同じような形でのキロ単価がお願いできませんかという協議をしたわけでございます。

その結果として、JRは撤退やむなしという結論になったわけでございますので、決して私どもは住民の足を犠牲にしてまでJRに撤退を要求してるとか、撤退を容認してるという気持ちは一切ございません。今後状況については詰めていって、新しく参入される防長交通とされておりますけれども、これらに対しては住民の足を可能な限り確保していくという対応で進めていきたいと思っております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 公共交通のあり方については、当然各議論があります。それで具体的には、町の考え方としては本会議終了後小委員会の方に要求しております。ぜひその場では執行部のあり方については、具体的に私は方向性、委員の方に報告を求めたいというふうに思いますが、今、具体論として、年間5,000万円が7,000万円、8,000万円になるということが言われましたが、実際的に考えていただきたいのは、今は5,000万円といえども、実際それじゃ防長バスに幾らか、そしてどこに幾らか、どこに幾らかていういわゆる金額的なもので考えてみると、金額的なもの。そりゃキロ当たりの単価は当然違うちゅのは前提の上です。そりゃもう100円余り違うというのは前提です。

しかし、実際的には今言われた、私も今答弁されたんで、ちょっとすぐは数字が出て来ませんが、約3千五、六百万円が防長バスに支払われ、そして1,400万円ぐらいが防長に払われ、それで一般財源支出としていわゆるタクシー会社に400万円前後払われる。それで行政としては、法律的な財政支出という言い方で対応するということは、それは一面的にはわからんわけじゃありません。

しかし、安全やら実際的に便の持ち方やら、今でも不十分と思うております。私、便の確保から言うたら。それじゃ、実際的に1社になったときには新たな負担が要求されてくるよということも当然私は、新たな負担、それは現実的に首をかしげる執行部がおるが、言うておきたいんですが、事実として調べていただきたい。日本の全国の中で2社から1社になり、1社では不十分なので町営バスを走らせ、そして負担が当初想定したよりも実際的に高うついてきよる、公共交通維持するために。そういう実例は、私は本気で調べるべきだと。それなしに、今の状況でJRバスが来年度から撤退ちゅのは、私は時期尚早だということをあえて言うときたいというふうに思う。実際的な方向から考えて私は時期尚早だということを明確にしちょきたいというふうに思います。

次に行きたいというふうに思います。先ほど地場産業の育成については、今後とも拡大していくんだと、そのことがいわゆる活力、地元の産業の活力の方向につながっていくということでありました。

そこで、一つは病院等も当然資料的なものがないということになっておりますが、実際的には 進捗しよるんですか、後退しよるんですか。例えば、東和病院については委託いうことで難しい かわかりません。その他の病院については、実際的に地元の農産物の活用という点では進みよる んかどうなのか、担当者の方に聞いておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長(河村 常和君) お答えいたします。先ほどの資料で把握してないと言いましたのは、地域の商店さんから病院の方は御協力いただいて農産物等仕入れております。ただ、それが大島産であるか、大島産以外かというのは今まで集計しておりませんので、そういったお答えができないというのがまず1点ございます。

ただ、大島看護専門学校におきましては、平成10年の開設当時に地元のお米、地元のおみそということで、地元の商店さんに御協力いただいて、看護学生の105名に対する食事の提供をさせていただいてるのが現状でございます。

地産地消プロジェクトにつきましては、昨年のチーム作成のときにも私参加させていただきまして、いろいろ検討委員会にも、それから視察にも行かしていただきました。その中で、一応安心、安全ということでやっていかなければということで町長の方に報告書を出し、今年度地産地消推進プロジェクト実行委員会の方にも私と東和病院の栄養士の中元が参加させていただくこととなり、内容を話し合っております。地域でできました農産物がこのようにあるということは前回のプロジェクトの方である程度数量を把握しましたので、各病院の栄養士にもその資料を提供して、こういう地場産品があると、出荷時期はこのぐらいだから、これに逆算して献立はつくれないのかというとこを今検討しつつも、みんなで話し合ってさせていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) あと2分ですから。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 最後の項目になりますが、実際的に役場職員と管理職のあり方についてという項目で、先ほど答弁一部の中で言われている、私が指摘されるような中身については意味不明の部分があるという答弁がありました。

それで、私は労使協調路線をせということではないんです。実際的に対等ということは、実際的にいろんな労働条件にかかわる協議を対等の立場できちっとやりなさいということなんです。

それで、これも前回も言われたかもわかりませんが、認識の違う部分があるというニュアンス の答弁があったやに覚えております、若干的に。しかし、やっぱり私はあの労使協調ではなしに、 対等な実は立場で交渉すれば、前も言うちょるんですが、やっぱり大きな違いは結論の押しつけにならないような協議システムをつくってくれと、結論の押しつけ。それについていわゆる協議不調ちゅのは当然あるんです。しかし、大事な点は労働組合といわゆる執行部とがやっぱり対等の立場で、あんたらわしらの部下じゃけ言うこと聞いちょきゃええんじゃととられるようなのは交渉じゃありませんということなんです。ですから、対等な立場でぜひとも協議を続けていっていただきたい、これが質問の趣旨です。助役の方から確認。

議長(新山 玄雄君) 椎木助役。

助役(椎木 巧君) 実は昨日も助役、総務部長交渉が行われました、2時間10分。対等で十分な協議を行ったと思っております。先ほどから質問がありましたように、労使の交渉を行って協議が整わないということも当然あるのは事実でございます。整わないからそれが対等でなかったということではなくて、ちゃんとした議論をしながらお互いがどこで納得できる線が見つけられるのかということでございまして、必ずしもその労働組合の方からの要求が通らないから対等ではないというふうには思っておりませんし、通らないこともたくさんあると思います。それに対する組合としての御不満というのもあるかもわかりませんが、当然執行部とすれば住民対住民を株主としてから、対等にバックに控えとるわけでございますから、当然その住民にもちゃんと説明できる形でのその労使交渉、また妥結というものではならないということからして、必ずしも要求どおりの妥結がないということもありますが、ただ、昨日も2時間ありましたように、労使が対等でやっとるということにつきましては間違いないというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) 以上で広田議員の質問を終わります。

.....

議長(新山 玄雄君) 暫時休憩をいたします。30分まで休憩です。

午前11時16分休憩

.....

午前11時30分再開

議長(新山 玄雄君) 午前中にちょっと12時回るかもわかりませんが、一気に済ませたいと 思いますので、どうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、再開いたします。

一般質問の続きを行います。次に、19番、木村潔議員。

議員(19番 木村 潔君) 19番、木村です。平素の執行部の方の御尽力には感謝申し上げます。

まず、2点ほど質問いたします。まず1点、2007年問題ですけれども、マスコミにずっと この最近取りざたされておりました2007年問題がいよいよ来年というふうに間近なものにな ってまいりました。この700万人というのは、家族を含んだ数でありますが、団塊の世代が 2007年からの3年間の間に定年退職を迎え、その受け入れ先がどうなるか、大幅な人口の移動というものが予想されるという問題でありますが、先週末と書いてありますが、これは書いた時期の先週でしたので、先々週末になります。の新聞で北海道のある町が定年後の永住地としての体験生活というキャンペーンを実施して、対象者に案内をしているという記事が載っておりました。これは本町におきましても、十分取り組んでいくべきではないかという思いがあり、執行部にそういう案があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

本町の人口は先般の国勢調査で約2万1,000人と減少しておりますが、昭和40年代は4万人以上おりました。こういったことも考えて、この2007年問題は今後の本町の動向にも、人口をふやしていくという一つのチャンスではないかという思いもありますので、そういった部分を御考慮いただきたいと思います。

せんだっても、とある方がことしになって8件の本町出身でない方をこの大島の方に住むというようなお話しをまとめたというふうにも聞いております。私自身にも大島町は自然環境が豊かでいいところなので、家があいてませんかねという話があるんですが、なかなかその空き家も十分あるんですけど、なかなかそれが住んでいただくまでには至らないという部分がありますが、いずれにしても、本町出身の方も今後多くいると思いますので、今既に空き家情報を収集したりという対策もされておりますけれども、今後人口が減りつつある現状を少しでも変えていくという、そうしたものに案を取り組んでいただけないかということで町長にお尋ねしたいと思います。2点目、大島環状線の外灯についてであります。昨年9月の定例会でも質問いたしましたが、やはり幹線道路の外灯の件でお尋ねしたいと思います。

秋田の小学生の不幸とか、子供等弱者が被害者となる事件が最近なかなか残念ながら後を絶ちません。そういった中で、本町でも高校、中学校、あるいは小学校の統廃合問題が検討されておりますが、そうすると、登校距離がさらに延長されるわけです。それに比例して、どうしてもその間は危険になるということが予測されますので、再度そういった外灯といった部分の安全面に関しても再検討をいただきたいと思います。

1年前、9月の回答では、県道に関しては基準をすべて満たしており、今後新たな計画は今のところないという御回答をいただきましたが、基準どおりだと実際に夜車で走っておりますと、光が全く届かない場所というのは前回申したとおりです。安全、安心というにはまだまだ不十分だと思いますので、この点、このたびのがけ崩れの件も含めて、子供を通学させてる親から随分と心配の種なんだという相談がありました。そういった部分を含めて、これは1番で聞きました人口をふやす、新しい町民をふやすという部分でも、やはり安全で安心というのは大きい要素の一つですので、それとも絡み合ってくると思いますので、もう一度その外灯の件を検討していた

だきたいと思います。直ちに設置をしろというわけではありませんけれども、どの程度まだ今まだ光が届かない場所があるのかと、そういった部分等を調査だけでも早急にしていただければと思います。そういった部分では、地区のPTAとか子供会とかそういったものも協力はするという意見もありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 中本町長。

町長(中本 冨夫君) それでは、木村議員さんの御質問にお答えをいたしますが、2007年 問題についての御質問でございます。

この2007年問題の対応につきましては、高度経済成長時代に首都圏等に転出をし、近く大量退職を迎える団塊の世代に対するU・J・Iターンを促進することで、人口減少を抑制するとともに、地域活動への参加・協力によって地域活力を維持することだと考えております。

議員さんの御指摘のとおり、周防大島町の人口減少はもとより、山口県も人口 1 5 0 万を割る 状況となってきております。このような中、本町が元気で存在感のある町であり続けるためには、 まず、人口減少というものをできる限り抑制する諸施策が必要であるというふうに考えるわけで ございます。

現在の取り組みの一部を挙げますと、町外者を主な対象といたしました空き家情報の提供と周防大島担い手支援センターによる新規就農者等に対する支援などがあります。

空き家情報の提供につきましては、高齢者モデル居住圏協議会で行ってきました空き家情報有効活用システムを新町に引き継ぎまして運用を行ってきております。これは町内で御提供いただける空き家を町が登録をいたしまして、宅建協会を通じまして希望者にあっせんしているものでございます。

周防大島担い手支援センターにつきましては、本町農業の担い手確保、町や関係機関が一体となって取り組むため、本年4月に開設をしたものであります。相談窓口の一本化や情報の組織化によりまして、定年による帰農者などの新規就農を支援をするものでございます。

また、U・J・Iターン促進のため、町内部の組織といたしましてU・J・Iターン対策連絡会をこのほど発足をしたわけでございまして、これは政策企画課、それから農林課、担い手支援センターなどの関係課で組織したものでありまして、情報の共有化や連携強化を図りまして、諸施策を推進をしてまいるわけでございます。

山口県におきましても、今年度から本格的に、団塊の世代U・J・Iターン総合促進事業を展開をしております。今後とも県や関係機関と連携をとりながら、人口定住対策を推進をしてまいりたいと考えております。

それから、大島環状線の外灯についての御質問でございますが、昨年の9月の定例の町議会に

おける答弁と重なる点があろうかと思いますが御容赦を願いたいと思いますが、県における街路 灯の新設設置につきましては、設置基準であります交差点内の横断歩道部につきましては、すべ て設置済みでありますので、今後の計画は予定がされておりません。したがいまして、仰せのと おり大島環状線に外灯の設置が不十分ということになれば、町で対応することになるわけでござ います。

町で設置する外灯につきましては、旧4町での街路灯設置基準の考え方がそれぞれ異なっておりましたので、周防大島町街路灯の設置及び管理に関する要領を策定をいたしまして、設置区分等を明確にいたしたわけでございます。

今後、具体的な設置要望等箇所がございましたら、この設置基準にのっとりまして検討してい きたいと考えております。

また、学校への登下校時における外灯につきましては、現在、中学校の統合を進めておりますが、統合後の通学手段といたしましてスクールバスの運行を予定をしておるわけでございます。

今後、中学校統合の枠組みが決まりましたら、生徒の通学の安全性を考慮いたしまして、外灯 の必要な箇所について、改めて通学路の調査を実施をしたいと考えております。

議長(新山 玄雄君) 木村潔議員。

議員(19番 木村 潔君) よくわかりました。まず、2007年問題の方に関してですけれども、先ほど平野同僚議員が町営住宅ということで、その数の御回答をいただきましたけれども、こちらの方の利用状況というのは、今すぐでなくて結構ですから、また後日御報告でもいただければと思います。

もう1点、空き家情報をそういう業者を通じて公開しているということでしたが、なかなか空き家を持っていても、支所等に置いてあるのは私自身は拝見したんですが、なかなかそちらに情報提供する側に今一つそれが十分行き渡ってないような部分もありますので、そういったものを借りる側よりも貸す側にももう少し説得、なかなか盆、暮れ、正月だけのために、法事だけのために貸さないという家も多く、またそのまま老朽化してしまうというケースも多々見ておりますので、そういったものの町の方でやるというのは大変かと思いますけど、せっかくあるそういう空き家情報でしたら、そちらの方の方にお願いをすると、少しでもこれは定年退職者だけでなくって、広島近辺への働いてる我々同世代も今は大畠広島間が約1時間ですので、そういった意味では十分通勤圏内に入ると思うんです。そういった意味で少しでも若い者も大島を基点に暮らしていけると、そういうものをどんどん町としてアピールしていただけたらと思います。これは答弁の方は必要ございません。ただ、先ほど言いました町営住宅の利用状況だけ、後ほどでもまた教えていただきたいと思います。

2点目の環状線の外灯の方ですけれども、今早速に合併問題と絡めて調査をしていただけると

いうことでしたが、時期的なものはまだそこまでは行ってませんでしょうか。その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議長(新山 玄雄君) 村田環境生活部長。

環境生活部長(村田 章文君) 町営住宅につきましては、現在の状況でございますが、先ほど695戸、戸数としてありますということを申し上げましたが、現在空き戸数が49戸でございます。そのうちいわゆる政策的と申しますが、建てかえを予定していない区域の戸数が24戸ございます。したがって25戸が実際、現在空き家ということで町の方で適正な修繕等加えて公募したいということでございます。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) 御指摘のように、児童・生徒の通学路の安全性の確保につきましては、なお一層の充実が必要だというふうに考えております。先ほどもありましたように、中学校の枠組みがまだ決まっておりませんので、それが決まりましたならば、早速調査に入りたいというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) 木村議員。

議員(19番 木村 潔君) わかりました。ありがとうございます。

最後に1点、ちょっと外灯とはずれるかもしれませんが、先日、出井家房間で金、土、日、月と火曜日の夕方まで5日間全面通行どめになったわけですけども、安全、安心に含めて、その間、久賀回りで親が児童を送りました。そういった部分の問題も発生したことを御報告して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(新山 玄雄君) 以上で木村議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

日程第2.議案第1号

議長(新山 玄雄君) 日程第2、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本会期初日に、質疑は終了しておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。 はい、広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 当然討論はしますが、質疑は終わったというのは聞いてないし、質疑の終了の議長宣告はしておりませんよ。私はあのとき、答弁をいわゆる留保するのなら、やっぱりきちっと最終日にその議案の取り扱い(発言する者あり)違う。(発言する者あり)申しわけない。

議長(新山 玄雄君) 討論ですよ。はい、広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) どうも失礼しました。今議案に対する反対討論を行います。

私は補正予算の採決に当たって、その時々の町民の生活、実態を明らかにしながら、また財政 状況の可能な限り、町民要求に沿った計上を求めてきました。また、当初予算上不十分な点は早 期に補正が必要である点も明らかにしてきました。

まず、今の状況を改めて討論の中にやりたいというふうに思います。御承知のように、周防大島町民の高齢化率は40%を大幅に超えるという中で、実態どうなのかということなんです。住民税においては老年者控除、これは48万円廃止、公的年金等控除額の圧縮、これは20万円です。そして、高齢者住民税非課税限度額の廃止、これが125万円から92万円だと思います。また、定率減税の、これ恒久減税という言われ方をしておりましたが、実際的には大幅圧縮というふうに、実態、周防大島町民の生活実態は、小泉改悪のいわゆる強者はますます強くなり、弱者はますます弱く、都市部はますます強くなり、過疎地はますます弱くなる。こういう状況になっておる、まさに格差が拡大しているという情況であります。

そのような中、今回の補正総額、これは1億3,139万円であります。しかし、そのうち財源部分として大きな部分が施越し分、いわゆる昨年度実際的に一般財源で補てんし、実際的に取り扱った部分、これが8,163万4,000円、そのうち7,353万1,000円が基金への積み立てであります。私は3月当初予算で批判しましたが、今年度の福祉の分野での大幅な負担増、これ中身は給食支援費の負担増や、いわゆる早期病気の発見や医療費抑制につながる各役割を発揮してきた各種検診の負担増など、一気の大幅負担増が3月予算でありました。

私はこういうことは当然私は財政当局や執行部はわかっておるはずですから、当然これは一気の大幅引き上げは必要なかったんではないかという点をもう一度明らかにしておきたいというふうに思います。

また、3月当初予算で実際的に、いわゆる予算根拠の薄い、例えば庁舎建設のための調査費、これは6月議会で大幅減額は可能であると、この補正で可能であるというふうに考えております。また、当初予算で不十分だという点では、今災害が問われておりますが、実際的に私が不十分だとして指摘しているのは、やっぱりその地域の身近ないわゆる予算要望にどうこたえていくのか。本当にここをやっとったら災害が起こらなかっただろうというとこは、こういう大雨の中で私は発生してくるんじゃないかというふうに考えております。そういう予算づけなんかが私は今の時点で6月補正では十分できるというふうに考えております。

最後になりますが、本年度町民負担増の大幅増としては、御承知のように国民健康保険税の大幅引き上げがありました。これがもう一般財源の考え方からすると、私はこれだけの一気の大幅引き上げは全く必要なかったという点を明らかにしたいと考えております。この中で、今補正予算については反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

• •

日程第3.議案第2号

議長(新山 玄雄君) 日程第3、議案第2号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補 正予算(第1号)についてを議題といたします。

本会期初日に、質疑は終了しておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

. .

日程第4.議案第4号

議長(新山 玄雄君) 日程第4、議案第4号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本会期初日に、質疑は終了しておりますので、これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

. .

<u>日程第5.議案第34号</u>

議長(新山 玄雄君) 日程第5、議案第34号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてを議題とします。

本会期2日目に、補足説明は終了しております。質疑が途中となっておりますので、質疑を続けます。荒川議員の質疑に対する答弁を求めます。

村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 先般の本会議におきまして質疑をいただきまして、答弁留保という 形にさせていただいておりました。その後、私ども判例及び指定管理者に関する参考文献等をも とに、また、顧問弁護士等へも相談をいたしまして、本町といたしましての統一見解をお示しす ることができることになりましたので御答弁申し上げます。

本日、お手元に今後公の施設にかかわる指定管理者の選考スケジュールとあわせて、後段におきまして質疑、応答というような形での概要をお配りしておりますけれども、詳細につきまして、若干時間いただきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、指定管理者の指定を受けようとする団体につきましては、周防大島町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例の第3条におきまして、提出する書類といたしまして、申請資格を有していることを証する書類、あるいは管理を行う公の施設の事業計画書、管理にかかわる収支計画書、当該団体への経営状況を説明する書類等を提出しなければならないということになっております。

また、同条例の第6条第2項におきましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定を規定をしておりまして、非公募による場合は、先ほど申しました4項目の事項につきましては、当該団体等と協議を行うことが規定をされております。いわゆる書類を提出しなさいというわけではございませんで、協議を行うということでございます。

つまり、指定管理者の指定を受けようとする団体から、町へ提出された申請書類につきまして は、行政の保有する情報となりまして、一般住民等にこれらの書類を公開するか否かは、行政機 関が保有します情報の公開に関する法律に基づく趣旨及び本町の情報公開条例に照らしまして判 断することとなります。

今回は、議会におきましての質疑でございまして、情報公開条例の適応とはなりませんけれど も、情報公開法及び情報公開条例の趣旨及び目的に照らしてかんがみますと、指定手続条例第 3条第1号から第3号までの規定による、管理をしようとする個別の申請書類、すなわち事業計 画、あるいは収支計画の関係でございますが、これらにつきましては、指定手続の完了後情報公開の対象となるものとなります。しかしながら、第4号に規定いたします当該団体の経営状況を説明する書類等につきましては、情報公開法第5条第2号の口に規定します行政機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等または個人における通例として、公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが適当、当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められる法人情報と同趣旨の本町の情報公開条例第6条第6号の公開することにより、町の関係機関と関係当事者との協力関係、または信頼関係が著しく損なわれる恐れがある情報に該当し、また、本町の情報公開条例第6条3号に規定をいたします法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上、もしくは事業運営上の地位、または社会的な地位が不当に損なわれると認められる法人情報に該当すると判断したところであります。

よって、法人等本体の経営情報は情報公開法及び情報公開条例の趣旨、目的から当該法人の承 諾があれば公開をいたしますけれども、承諾がない場合は原則として公開することは避けるべき と判断しておりますので、御了解を賜りますようお願いいたします。

なお、議案第34号、後の35号も同様でございますが、これらの件につきましては、介護保険の適用施設でございまして、管理運営費は介護報酬で賄われるため、指定管理料が発生しない施設であるということ。デイサービスセンターの同一敷地内に当該社会福祉法人が設置した特別養護老人ホームや軽費老人ホームが併設されていること。また、本デイサービスセンター設置以来、今回指定しようといたします法人が永々と運営してきた等のこれまでの実績を評価いたしまして、当該法人が現状では最善の指定管理者であるという判断をいたしまして、非公募により指定をしようとするものであります。よって、議案の非公募による指定管理につきましては、指定手続条例第6条第2項の規定に基づきまして、協議によって指定するものであるということから、法人等の経営情報は取得しないこととされておりますので、本町が保有する情報でないため、情報を開示することができないものということで御理解をいただきたいと思います。

なお、概略簡単に申し上げ 説明につきましては、お手元にお配りしております選考スケジュールの後段の部分でございます。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 荒川議員。

議員(5番 荒川 政義君) 了解しました。

それで、この議案第34号、35号にもかかわることですが、これからもずっとこれは非公募でいくということで解釈してよろしいですか。

議長(新山 玄雄君) 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長(馬野 正文君) 一応、今回非公募ということですが、原則公募となっておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、この施設につきましては、ほかにその敷地内に特養、軽費老人ホームなどがありますので、そこでまたほかの事業者がそこへ入ってというのがちょっと無理なところがあるんじゃないかと思っております。ですから、原則公募ですが、この施設につきましては非公募という形でやらざるを得ないかなというふうに思っております。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 先ほど総務部長の方が答弁した部分で、いわゆる非公募部分で、 非公募でいわゆる発生しますよと。それで今回の件については、いわゆる指定管理料は発生しま せんよと、今の2つの議案にかかわっては当然、いわゆる介護保険の対象ですから、施設につい ては指定管理料は発生しませんということであります。

実際的に経営状況等については出さないということでありますが、実際的に議会の側がそれじゃ何で判断するんかという点をちょっと聞いておきたいと思います。

例えば、非公募でいわゆる指定管理料は発生しませんと、しかし、ここといわゆる非公募関係が発生するのはいわゆる執行部としては具体的に、先ほど若干言いました施設内にいわゆるデイサービスセンターがあるとか、同一敷地内に。他の業者が入りにくいというのが福祉部長の方から答弁がありました。それは優位性の中で当然考えられるわけなんですが、それじゃ、具体的にその法人は、いわゆる、例えばその法人の性格と言うちゃおかしいですが、実際的な部分、いわゆる経営的な部分は報告しないが、いわゆる何といいますか、つくりといいますか、法人の形成、形成状況についてはこういう法人で理事が何人あってどういう状況だと、どこまで示すのかというのがもう一つちょっと不明瞭な点があるんで、どこまで、そのいわゆる社会福祉法人何々会が仮にあるとしたら、非公募であってもどこまで、いわゆる経営状況については示しませんよという報告があったが、それじゃどこの部分まで議会の側に示すのかという分がなかったんです。再度ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) 指定管理者が決定した際には公表するというお話しでございますが、これにつきましては、その施設をどういった形で事業計画を立てて、どういった形で収支計画をしていくのか、それは公表できますけれども、その本体のいわゆる組織といいますか、親元がどういった形で今運営してますよとかいうものについては、先ほど申しましたとおり公表はできないと、公表しないという判断であります。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) そうすると、実際的にはいろいろ客観的な優位性は発生するというふうに思うんです。例えば非公募であっても、なぜ非公募かという点では優位性は発生する

わけです。いわゆる、そこを使えてば指定管理料が発生しないという有利さというのは基本的に は発生するわけです。

いわゆる介護保険で運用するから指定管理料は発生しないと、ほじゃが、実際的には、ほいじゃかどういう団体かすらも、どういう組織かもわからんと、議会の側は、公表しないということになると。いわゆる損益計算書とかそういうことについては、先ほどから述べられるように、例えば情報公開の対象外だという概念があるとする。しかし、その企業はどういう営みで社会福祉法人として、どういういわゆる自治体制で、それで実際的にはどういう仕事をしよるいう点は当然私は公開の対象じゃないかというふうに思うが、そこのところが損益にかかわる部分については、確かに妥当ではないかもわからんが、実際的にはその部分は当然対象じゃないかというふうに思うんじゃが、再度ちょっと答弁求めて……

議長(新山 玄雄君) 椎木助役。

助役(椎木 巧君) ちょっともとに返っていただきまして、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の中をちょっと御協議いただきたいんですが、今のお話しを聞いておりますと、指定管理料が発生するか否かで非公募になるのか公募になるのかというふうなちょっと誤解もあるんじゃないかというようなこともありましたが、今回の施設は非公募であり、なおかつ指定管理料が発生しない施設であるということではあるんですが、今のこの条例の第6条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定等という項目があります。だから、公募によらない指定管理者の選定は、この第6条によってやるのだということなのですが、その6条の中には、町長等が公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人または公共的団体、次項においては出資団体ですが、これを指定管理者の候補として選定することができるということでございますから、今申し上げましたこの条件が満たされておるということが、まず指定管理者の非公募の条件でございます。

それで、第2項におきまして、町長、前項の規定によって選定するときは、要するに非公募で 選定するときは、町長等はあらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うも のとして、前条に照らした総合的判断を行うというふうになっています。

それで、第3条でいうのは何かといいますと、公募による指定申請の応募で、先ほど部長が申し上げました1から第4、第5までありますが、その第5点を公募による選定条件でございます。 その第4番目に該当しますのが、当該団体の経営状況を説明する書類というものでございまして、これは公募申請によるときは当然出していただくということでございますから、町の情報、保有の情報になるということでございますが、今申し上げました第6条の非公募のときの第2項でい うものでありますと、当該出資団体等と協議を行うものということで、この第4号の当該団体の経営状況に関する説明書類を出してくれということじゃないんです。この当該団体の経営状況を説明する説明資料をもとに協議を行うということでございますから、私たちは資料を受け取ってないので、当然その情報公開もできないということではございます。

ただ、今御質問のように、それではそのことは議会に説明がないのかということになります。 だから、非公募によるものにつきましては、第6条の先ほど申し上げましたような条件を満たし たものだけが非公募とされるということでございますから、当然その執行部に非公募に該当する かどうかということは、この条例上は裁量を任されておるというふうに思うわけでございます。

だから、これに満たされておるということが前提条件で非公募にされておる。非公募にされて おるものにつきましては、中身については議会には具体的には報告されないということになるん ではないかと思っております。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今、助役の方が説明されたのは、いわゆる今の条例の中のいわゆる6条の範囲について、6条の範囲についていわゆる町はその6条を逸脱して非公募の対象にしないのだから、それ6条がいわゆる基準ですよと。あくまで議会は6条の範囲の中かどうかだけがいわゆるそのときの議決の対象になるという言い方になるわけよね。そうじゃないんですか。実際的に言えば、今の答弁を聞いちょきゃ。実際的に6条の範囲で、例えば執行部はいわゆる条例に基づいて執行しちょると。条例に基づいて執行しちょるその根拠については、いわゆるあくまで6条がいわゆる基準ですよと。

しかし、それじゃ議場に上がって、議会に上がって指定管理、非公募でいわゆる議決するという議案が議会に上がって来ますよね、議会に。そのときにいうなれば執行部の見解としては6条に範囲で、いわゆる非公募契約しちょるんだから、それを逸脱していないんだから間違いじゃないんじゃちゅ論法になると、そこだけしか議論できんようになるわけじゃ、実際的に。議会が議決権として対象する範囲はそれだけになると、余りにもいわゆる、こういう言い方が妥当かどうかわかりませんが、質問権者からしたら逆に狭い質問権しか発生しないということになるじゃなかろうかと思う。そこを危惧しよるわけよ。

じゃけ、もっと、例えば実際的に非公募対象として町と執行部が協議しますと、その ごめんなさい、町と執行部じゃない、指定管理しようとするいわゆる非公募団体で仮にあったとしても、町と協議をしますと、それで協議をして、実際に協議の中身についてはいわゆるどこまで出すかはあくまで協議の段階ですから、その中身は持ちませんよと、協議の段階ですから中身は持ちませんよ、あくまでこの範囲ですよちゅ範疇なら、実際的にこっちが聞くって、ほいじゃ、どこまでがその議決対象として妥当かどうかちゅのはすごい実際上質問権者からしたら狭い範囲に

なるというのが一つ。

それともう一つ、私は前から言うんですが、非公募にふさわしいというのを先ほど若干触れました。今回非公募にふさわしいからやったと。それやっぱり議会の中でやっぱもっと明確にしていく必要があるんじゃないかなという点を明確にしちょきたい。いわゆる非公募にふさわしいいう部分をやっぱりきちっとしちょかんと、何でほいじゃ議会から非公募どうじゃちゅ議論になるんじゃなかろうかいうことになるわけ。その点だけちょっと、非公募にふさわしいからという部分を、その時々。

議長(新山 玄雄君) 椎木助役。

助役(椎木 巧君) 先ほど健康福祉部長が申し上げましたように、指定管理者の指定に関する手続の中で、原則は公募でございます。だから、この第6条、公募によらない指定管理者の候補の選定という分野については非常に限定的な運用をしなければならないということでございます。

それで、非公募でこのように議案提案をするということになりましたら、それは当然執行部と すれば、相当な理由を持って限定的に運用するということでございます。

それで、今議会の方では議論の場がないのではないかということでございましたが、当然そのなぜ非公募なのかという質問については、当然あってしかるべきだと思いますし、そのことについては、その団体等と協議を行うという条項がありますので、協議をした結果間違いないですよと、例えば第4号に当たる当該団体の経営状況等も確認しましたが、間違いありませんという答弁は当然引き出せるんではないかと思いますし、そういう質問は当然ありますが、その資料として出せるかどうかということになりますと、資料はとっておりませんので、協議の中での協議結果、私たちは間違いないと判断しましたという形になるだろうと思っております。

議長(新山 玄雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第34号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6.議案第35号

議長(新山 玄雄君) 日程第6、議案第35号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本会期2日目に、補足説明は終了しております。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第35号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7.発議第2号

議長(新山 玄雄君) 日程第7、発議第2号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の 確保を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。はい、土手議員。

議員(3番 土手 正喜君) 平川敏郎議員、伊藤秀行議員の賛成を得て提出いたしました公共 工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(案)について提案の理由を申 し上げます。議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

本件に関連いたしましては、本会議に要望書として提出され、また、議員個々にも御案内いただいているところでございます。建設産業の特徴である元請、下請という重層的な関係の中で、 建設労働者の賃金体系は不安定、また不況下における受注競争の激化と公共工事自体の減少が適切な労働条件を阻害しているのが現状であろうかと推察いたしております。

こうした中で、建設労働者の適正な労働条件の確保と工事における安全や品質が適正に確保され、公共工事における新たなルールづくりが行われるよう国において公契約における適正な賃金の支払いを確保する法律、いわゆる公契約法の制定推進を求める内容でございます。

このことに関しましては、山口県議会では既にことし3月に全会一致での議決がなされておりまして、県内各市町村においても同趣旨の請願や陳情に基づいた動きがあるように聞き及んでお

ります。周防大島町議会といたしましても、こうした状況にかんがみ、国、関係行政庁に対し意 見書を提出していきたいということで、総務文教常任委員会の中でも十分に議論をしていただき まして、その結果としてこのような意見書案を皆様に御提案をさせていただくものであります。

なお、この意見書につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣並びに衆参両 院議長あてに提出をするものでございます。議員各位におかれましては、この趣旨を十分御考察 の上、全会一致で意見書の提出について御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、 議案の説明とさせていただきます。

議長(新山 玄雄君) 趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第2号公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について、原案のとおり採決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(新山 玄雄君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第8.議員派遣の件について

議長(新山 玄雄君) 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議 員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(新山 玄雄君) 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

日程第9.委員会の閉会中の継続審査について

議長(新山 玄雄君) 日程第9、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から目下委員会において審議中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。

2件について順次お諮りします。まず、請願第2号「上関原発建設反対を求める請願書」について、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、請願第 2号「上関原発建設反対を求める請願書」については、閉会中の継続審査とすることに決定しま した。

次に、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」について、申し出の とおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(新山 玄雄君) 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

. .

議長(新山 玄雄君) 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了致しました。これにて平成18年第2回定例会を閉会いたします。

午後0時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

副議長 久保 雅己

署名議員 荒川 政義

署名議員 浜戸 信充

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

副議長

署名議員

署名議員